

平成19年第4回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示.....	5
平成19年第4回常陸太田市議会定例会会期日程.....	6
第1号 12月11日(火)	
○議事日程(第1号).....	7
○本日の会議に付した事件.....	8
○出席議員.....	8
○説明のため出席した者.....	8
○事務局職員出席者.....	9
開 会.....	9
開 議.....	9
○会議録署名議員の指名.....	9
○諸般の報告.....	9
○日程第 1 会期の決定.....	12
○日程第 2 議案第77号ないし議案第84号(一括上程).....	12
提案理由説明.....	13
日程第 3 議案第85号ないし議案第88号(一括上程).....	17
提案理由説明.....	17
日程第 4 議案第89号ないし議案第98号(一括上程).....	20
提案理由説明.....	20
日程第 5 議員提案第8号.....	23
提案理由説明.....	23
討 論 26番 宇野 隆子君.....	25
採 決.....	26
散 会.....	26
第2号 12月13日(木)	
○議事日程(第2号).....	27
○本日の会議に付した事件.....	27
○出席議員.....	27
○説明のため出席した者.....	27
○事務局職員出席者.....	28
開 議.....	28

○日程第 1 一般質問	2 2 番 立原 正一君	2 8
	1 番 木村 郁郎君	4 8
	1 7 番 川又 照雄君	5 4
	2 番 深谷 涉君	5 9
	3 番 鈴木 二郎君	6 8
	7 番 平山 晶邦君	7 4
散 会		8 2

第3号 12月14日(金)

○議事日程(第3号)		8 3
○本日の会議に付した事件		8 3
○出席議員		8 3
○欠席議員		8 3
○説明のため出席した者		8 3
○事務局職員出席者		8 4
開 議		8 4
○日程第 1 一般質問	5 番 益子 慎哉君	8 4
	6 番 深谷 秀峰君	9 4
	2 6 番 宇野 隆子君	1 0 2
	1 2 番 菊池 伸也君	1 1 6
散 会		1 2 6

第4号 12月17日(月)

○議事日程(第4号)		1 2 7
○本日の会議に付した事件		1 2 7
○出席議員		1 2 7
○説明のため出席した者		1 2 7
○事務局職員出席者		1 2 8
開 議		1 2 8
○日程第 1 議案質疑	議案第77号ないし議案第98号	1 2 8
	質 疑 2 2 番 立原 正一君	1 2 8
	2 6 番 宇野 隆子君	1 3 7
○日程第 2 請願委員会付託		1 5 2
散 会		1 5 2

第5号 12月21日(金)

○議事日程（第5号）	153
○本日の会議に付した事件	153
○出席議員	153
○欠席議員	153
○説明のため出席した者	153
○事務局職員出席者	154
開 議	154
○日程第 1 委員長報告 議案第77号ないし議案第98号 請願第3号及び請願第4号	
総務委員長 黒沢 義久君	154
文教民生委員長 関 英喜君	155
産業水道委員長 高星 勝幸君	155
建設委員長 沢島 亮君	156
討 論 26番 宇野 隆子君	157
25番 生田目久夫君	160
採 決	162
日程第 2 議員提案第9号	
提案理由説明	165
採 決	167
追加日程 議員提案第10号	
提案理由説明	167
採 決	169
閉 会	169

資 料

議案等委員会付託表.....	1 7 1
請願文書表（第1号）.....	1 7 2
一般質問発言通告者及び発言要旨.....	1 7 3
総務委員会審査報告書.....	1 7 7
文教民生委員会審査報告書.....	1 7 8
産業水道委員会審査報告書.....	1 8 0
建設委員会審査報告書.....	1 8 1
道路整備の推進と財源確保に関する意見書.....	1 8 2
後期高齢者医療制度の改善を求める意見書.....	1 8 3
教育予算の拡充を求める意見書.....	1 8 4

常陸太田市告示第133号

平成19年第4回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年12月4日

常陸太田市長 大久保 太 一

1. 期 日 平成19年12月11日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成19年第4回常陸太田市議会定例会会期日程

平成19年12月11日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
12月11日	火	本 会 議	1.開 会 2.会期の決定 3.議案説明
12月12日	水	休 会	
12月13日	木	本 会 議	1.一般質問
12月14日	金	本 会 議	1.一般質問
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	本 会 議	1.議案質疑 2.委員会付託
12月18日	火	委 員 会	1.総務委員会 2.文教民生委員会
12月19日	水	委 員 会	1.産業水道委員会 2.建設委員会
12月20日	木	休 会	
12月21日	金	本 会 議	1.委員長報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成19年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成19年12月11日(火)

議事日程(第1号)

平成19年12月11日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 議案第77号 常陸太田市市税条例の一部改正について
議案第78号 常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第79号 常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第80号 常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案第81号 常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第82号 常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第83号 常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について
議案第84号 (仮称)常陸太田市汚泥再生処理センター更新工事の請負契約について
- 日程第 3 議案第85号 平成19年度常陸太田市一般会計補正予算(第4号)について
議案第86号 平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第87号 平成19年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第88号 平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 4 議案第89号 常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第90号 平成19年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号)について
議案第91号 平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第92号 平成19年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第93号 平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第94号 平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
議案第95号 平成19年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計

補正予算（第1号）について

議案第96号 平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

議案第97号 平成19年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第98号 平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第2号）に
ついて

日程第 5 議員提案第8号 道路整備の推進と財源確保に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 議案第77号ないし議案第84号（一括上程・提案理由説明）

日程第 3 議案第85号ないし議案第88号（一括上程・提案理由説明）

日程第 4 議案第89号ないし議案第98号（一括上程・提案理由説明）

日程第 5 議員提案第8号（提案理由説明・討論・採決）

出席議員

議 長	高 木 将 君	副議長	梶 山 昭 一 君
1 番	木 村 郁 郎 君	2 番	深 谷 涉 君
3 番	鈴 木 二 郎 君	4 番	荒 井 康 夫 君
5 番	益 子 慎 哉 君	6 番	深 谷 秀 峰 君
7 番	平 山 晶 邦 君	8 番	成 井 小 太 郎 君
9 番	福 地 正 文 君	10 番	高 星 勝 幸 君
11 番	茅 根 猛 君	12 番	菊 池 伸 也 君
13 番	関 英 喜 君	14 番	片 野 宗 隆 君
15 番	平 山 伝 君	16 番	山 口 恒 男 君
17 番	川 又 照 雄 君	18 番	後 藤 守 君
19 番	黒 沢 義 久 君	20 番	小 林 英 機 君
21 番	沢 畠 亮 君	22 番	立 原 正 一 君
25 番	生 田 目 久 夫 君	26 番	宇 野 隆 子 君

説明のため出席した者

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	小 林 啓 徳 君	総 務 部 長	川 又 善 行 君
政策企画部長	江 幡 治 君	市民生活部長	綿 引 優 君
保健福祉部長	増 子 修 君	産 業 部 長	小 林 平 君
建 設 部 長	川 又 和 彦 君	会 計 管 理 者	大 森 茂 樹 君

水道部長	西野勲君	消防長	篠原麻男君
教育次長	根本洋治君	福祉事務所長	高橋正美君
秘書課長	山崎修一君	総務課長	岡本一美君
監査委員	檜山直弘君		

事務局職員出席者

事務局長	大谷利行	副参事兼総務係長	吉成賢一
次長兼議事係長	菊池武		

午前10時開会

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は26名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成19年第4回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（高木将君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

7番 平山晶邦君 20番 小林英機君

の両君を指名いたします。

諸般の報告

議長（高木将君） 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。

去る10月11日、鹿嶋市において県北鹿行市議会議長会が、また10月24日、土浦市において茨城県市議会議長会がそれぞれ開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、総務、文教民生、産業水道、建設、議会運営の各委員会の委員長から、所管事務調査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、10月31日付で、茨城県つくば市花畑3の9の10、茨城県自治体労働組合連合執行委員長石引正則氏から、「高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情書」が、同じく10月31日付で、茨城県つくば市花畑3の9の10、茨城県自治体労働組合連合執行委員長石引正則氏から、「地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情書」が、また11月21日付で、茨城県日立市南高野町1の23の8、食とみどり、水を守る県北地区労農会議会長岡崎不忘氏が

ら、「日豪EPA/FTA交渉に対する陳情書」が、同じく茨城県日立市南高野町1の23の8，食とみどり，水を守る県北地区労農会議会長岡崎不忘氏から、「2008年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める陳情書」が、また12月4日付で、茨城県水戸市城南3の9の20，茨城県医療労働組合連合会執行委員長小室和久氏から、「安全な医療と看護・介護の実現，地域医療拡充をはかるため医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書」が、お手元に配付してありますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、敦賀市表敬訪問，茨城県市議会議長会議員研修会に伴う議員派遣を9月議会で議決しておりますが、これらの報告については、10月19日及び11月21日の全員協議会においてそれぞれ報告がありましたとおりでございますので、ご報告といたします。

次に、監査委員から、平成19年9月，10月及び11月例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	小 林 啓 徳 君	総 務 部 長	川 又 善 行 君
政策企画部長	江 幡 治 君	市民生活部長	綿 引 優 君
保健福祉部長	増 子 修 君	産 業 部 長	小 林 平 君
建 設 部 長	川 又 和 彦 君	会 計 管 理 者	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	西 野 勲 君	消 防 長	篠 原 麻 男 君
教 育 次 長	根 本 洋 治 君	福 祉 事 務 所 長	高 橋 正 美 君
秘 書 課 長	山 崎 修 一 君	総 務 課 長	岡 本 一 美 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

以上，17名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

この際、市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成19年第4回市議会定例会の開会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本日は、第4回定例会を招集しましたところ、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。日ごろ議員の皆様には、市政の進展とその円滑な運営のために格別なるご高配をいただき、この機会に改めまして心から感謝し、御礼を申し上げる次第でございます。

さて、国においては、平成20年度予算編成の基本方針が決定されまして、歳出削減路線を堅持しつつも、地方の元気が日本の力であるとして、地方と都市がともに支え合う共生の考えに基づき、地方の声に耳を傾け、地方の再生に取り組むことや、大都市の自治体に偏る地方法人2税の税源の偏在是正など、財政力格差の縮小を目指すとともに、地方交付税に特別枠を設け、自主的な対応を後押しするなどの方針も提示されたところでございます。

一方、全国市長会など地方6団体におきましては、三位一体改革に伴う地方交付税の大幅な削減などで地域間格差は拡大し、自治体運営に大きな打撃を与えている状況を踏まえまして、地方交付税の法定率引き上げ、あるいは地方消費税など、偏在性の少ない基幹税を中心とした地方税体系の構築などの都市税財政の充実・確保、及び医師確保対策などを、国に対しまして強く要望しているところでございます。

このような情勢のもと、本市の本年度予算編成についてでございますが、当市の財政状況は、地方交付税が平成11年度をピークに減少しており、平成18年度一般会計の決算において、市債残高が290億円を超え、特別会計、企業会計を含めると、484億円にも上っております。経常収支比率も93.9%と、財政構造が硬直化している状況でございます。さらに、本市の主要な財源である地方交付税につきましては、その総額の抑制が見込まれるなど、昨年度の一般財源を確保することが難しい状況と考えられます。

このため、平成20年度当初予算編成においては、これらの状況を十分に認識し、経営感覚を持ち、必要最小限の経費で対応できるよう、行政改革大綱による行財政の合理化・効率化を念頭に、費用対効果等について十分精査・検証の上、国の予算の動向を見据えながら、各種施策を厳選し、予算編成作業を進める所存でございます。

次に、祭り・イベントなどの交流空間づくりでございますが、竜神峡紅葉まつり、里美かかし祭、常陸太田秋まつり2007などが開催されまして、市内外から多くの人たちが参加し、竜神大吊橋の渡橋者も間もなく500万人に達する見込みとなっており、地域間交流と地域の活性化に大きな成果があったものと思われまます。

特に、今年、初めての試みといたしまして開催された常陸太田秋まつり2007につきましては、秋田市、仙北市との3市連携交流記念事業と、姉妹都市牛久市との交流事業といたしまして、産業文化祭、常陸秋そばフェスティバル、市民芸能祭など、各種のイベントを集結いたしまして、空き店舗などを活用して、鯨ヶ丘商店街を中心に開催いたしました。多くの市民の皆様との協働と参画により、晴天にも恵まれまして、2日間で約5万人もの参加をいただくことができました。多数の市民の皆様から大変よい感触をいただいております。今年の実省点を踏まえ、来年度の秋まつりのあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、市民との協働によるまちづくりにつきましては、本市と常陸太田青年会議所は、9月に、市民討議会の共同開催に向けパートナーシップ協定を結びました。市民の皆様が市政の課題について討議をしてもらい、その結果を施策に反映させるという試みを始めたところでございます。第1回は環境問題をテーマに開かれ、11月下旬に、省エネに対する啓蒙活動、ごみの減量化、協働事業などの提言をいただきました。市民との協働によるまちづくりのモデル事業として、市民討議会は大変有意義であると考えておりました。今回の提案を真摯に受けとめ、市政に反映したいと考えております。今後も、まちづくりや施策に対する市民の関心を高めるとともに、市民と行政が一体となってまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、エコミュージアム事業につきましては、さまざまな地域活動をしているまちづくり関係団体を初めとして、より多くの市民の皆様に参加していただき、市民と行政が一体となっ

た組織的な取り組みを積極的に推進するため、11月下旬に、常陸太田市エコミュージアム活動推進委員会を設立いたしました。常陸太田市が潜在的に持っている地域資源を再発見し、評価・認識することによって、地域への愛着と誇りがはぐくまれ、地域の伝統・文化の継承・保存、あるいは地域環境の整備、ぬくもりのあるコミュニティの育成とともに、地域資源を生かした生産活動や経済活動につながることを期待しているところでございます。

さらに、今回提案いたします小中学校設置条例の一部改正につきまして、本市における児童及び生徒数は少子化の影響で急激に減少しており、学級数の減少や複式学級の増加など、学校の小規模化が進んでいる状況でございます。今後も減少傾向は続くものと思われ、児童数の適正な規模を確保するなど、よりよい教育環境を整備することは、児童にとって最も重要なこととなりますことから、将来の児童数を見据えながら、少子化対策とあわせ、今後も長期的視野に立って対応してまいりたいと考えております。

本日、提案いたします案件につきましては、条例の一部改正について7件、工事請負契約について1件、平成19年度各会計補正予算4件及び平成19年度人事院勧告に基づく市職員の給与に関する条例の一部改正について1件、これに伴います平成19年度各会計補正予算9件の、合計22件でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、副市長よりそれぞれご説明いたします。各議案とも慎重にご審議をいただき、原案のとおり可決を賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（高木将君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から12月21日まで、11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日まで、11日間と決定いたしました。

日程第2 報告第77号ないし議案第84号

議長（高木将君） 次、日程第2、議案第77号常陸太田市市税条例の一部改正について、議案第78号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第79号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第80号常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第81号常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管

理に関する条例の一部改正について、議案第 8 2 号常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第 8 3 号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について、議案第 8 4 号（仮称）常陸太田市汚泥再生処理センター更新工事の請負契約について、以上 8 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 提案者にかわりまして、ご説明をいたします。

議案書 1 ページをお開きいただきます。議案第 7 7 号常陸太田市市税条例の一部改正について、常陸太田市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成 1 9 年 1 2 月 1 1 日提出，市長名。

提案理由ですが、市民税及び軽自動車税の減免に関する規定について整備するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

3 ページをお開きいただきます。新旧対照表でご説明をさせていただきます。最初に、第 3 1 条市民税の減税ですが、県税条例との間に差が生じているため、均衡を保つための改正であります。第 6 項の特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人、いわゆる N P O 法人でございますが、収益事業を行わない法人の減免でございます。N P O 法人は、市民が行う自由な社会貢献活動を目的とする市民団体でありまして、現在、市内では 5 団体が活動しておりますが、県では、収益事業を行わない N P O 法人について減免規定がありまして、県税との均衡を保つため、減免規定を新設するものでございます。

次に、第 7 項の公益事業を行う法人でない社団法人または財団で、代表者または管理人の定めのある団体の減免でございますが、地方税法において、現行は、収益事業を行っていない法人等についても均等割 5 万円が課税されております。また、法人化していない場合でも、市内に事務所や事業所を持ち代表者の定めがあれば、課税されております。これに対しまして、営利を目的とせず、著しく公益性の高い事業活動を行っている法人等に対し、県税との均衡を保つための減免規定を新設するものでございます。

次に、第 6 7 条軽自動車税の減免ですが、これについても、県税条例との均衡を保つための改正であります。常陸太田市の軽自動車税の減免につきましては、現行は、1 8 歳以上の身体障害者の場合は、自己所有の場合に限っております。また、家族所有車の減免は、精神障害者の場合に限って行っております。しかしながら、県自動車税は、身体障害者と精神障害者を分けることなく、生計同一の家族所有の自動車税の減免を認めておりますことから、本市といたしましても福祉の観点から、身体障害と精神障害をあわせて家族所有の軽自動車税を減免するための改正をするものでございます。

2 ページに戻っていただきまして、附則がございます。この附則の中で、第 1 条は施行期日で、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。第 2 条が経過措置でございます。この条例により改正後の常陸太田市市税条例の規定は、平成 2 0 年度分の市民税及び軽自動車税から適用し、平成 1 9 年度分までの市民税及び軽自動車税については従前の例によるという経過措置でございます。

続きまして、5 ページをお開きいただきます。議案第 7 8 号常陸太田市国民健康保険税条例の

一部改正について、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成19年12月11日提出、市長名。

提案理由ですが、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布、その一部が平成20年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。今回の一部改正につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者に対する保険税の徴収方法が、年金からの特別徴収になったための改正であります。

10ページからの新旧対照表でご説明をさせていただきます。第3条並びに第11条につきましては条項の移動、第9条は徴収の方法、第10条は普通徴収の納期、第12条は、年金からの保険税の徴収方法を特別徴収とする旨を定めたものでございます。第13条でございますけれども、特別徴収義務者の指定、第14条は年金保険者に対する保険税の納入の義務、それから第15条でございますけれども、被保険者資格喪失に伴う年金保険者と市長との通知、第16条でございますが、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収の方法、第17条でございますけれども、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収の方法、第18条は、特別徴収対象被保険者が年金給付を受けなくなったことに係る普通徴収への切りかえでございます。第19条以降は、各項の繰り下げに伴う移動等でございます。

戻りまして、8ページに附則がございます。この条例は平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は公布の日から施行するとしてございます。

続きまして、23ページをお開きいただきます。議案第79号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成19年12月11日提出、市長名。

提案理由ですが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、具体的には、天下野診療所及び里美歯科診療所の管理運営につきまして、これまでは個人の医師に委託していたものを、法人またはその他の団体が対象となります指定管理者制に移行するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、26ページの新旧対照表でご説明申し上げます。第3条の見出し「管理」を「指定管理者による管理」に改めまして、条文を「常陸太田市診療所の管理は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定する者に行わせることができる」と改めまして、第2項としまして、指定管理者が行う業務の範囲を加えたものでございます。

第4条といたしまして、診療日及び診療時間を新たに加えたものでございます。同じく第2項は、診療日や診療時間の変更に関する内容を加えたもので、28ページに別表がございます。

第5条、利用料金でございますが、診療所の利用に係る料金等は指定管理者の収入とし、27ページの第2項で、診療を受けた者は、利用料金または診断書作成手数料を支払う旨を定め、第3項は減額・減免の定めをするものでございます。診断書作成手数料は28ページに別表がございます。

第6条及び第7条は、条項の繰り下げに伴う移動でございます。

附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、29ページをお開きいただきます。議案第80号常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成19年12月11日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する直営事業を廃止することに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

31ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。現行の条例は昨年度に改正しております。第1項は、常陸太田地区直営事業の生し尿手数料を定め、第2項では、許可業者が受ける生し尿手数料の上限額を定めたものであります。今回、直営事業を廃止しますことから、第1項を削除し、第2項を第8条の本文とし、市内全域を許可制度に統一するものであります。

続きまして、32ページをお開きいただきます。議案第81号常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成19年12月11日提出、市長名。

提案理由でございます。汚水処理施設の効率的な整備を図るため、戸別合併処理浄化槽設置事業区域を拡大することに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

36ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。第3条の整備対象区域でございます。これまで里美地区のみを対象区域としてまいりましたが、今回、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業及び地域下水道計画区域を除く市内全域に、これを拡大しようとするものでございます。

そして、第6条、第7条を新たに加えます。まず、第6条は、市内全域に区域を拡大するに当たり、受益者負担金を新たに設定するものでございます。38ページに別表1がございますが、この別表1に定める分担金の額につきましては、浄化槽1基につき5人槽は12万円、7人槽は15万円、10人槽は18万円、11人槽以上は市長が別に定めるとなっております。

次に、第7条でございますが、分担金の徴収猶予等でございます。

15条につきましては、文言の整理でございます。

第17条は、使用料の額でございますが、39ページの別表第2のように改めるものでございます。現行条例の世帯割、人数割による使用料体系を人槽別に改めまして、5人槽は3,000円、7人槽は3,400円、10人槽は4,200円、11人槽以上は市長が別に定めるものとするものでございます。

34ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第4項を削除し、この条例は平成20年4月1日から施行することとしてございます。また、附則第2項としまして、既利用者につきましては、世帯割、人数割から人槽別の料金体系への変更に伴いまして、改定率が高くなりますことから、周知期間とあわせまして、平成23年3月31日までの間は、なお従前の例によるとして、経過措置を設けてございます。

40ページをお開きいただきます。議案第82号でございます。常陸太田市企業職員の給与の

種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成19年12月11日提出，市長名。

提案理由でございますが，地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が，平成19年5月16日に公布，同年8月1日から施行されたことに伴い，本条例の一部改正を行うものでございます。

42ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。第16条第2項中，給与の減額をする部分休業中の職員の期間を，「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め，「1日当たりの部分休業の時間を2時間を超えない範囲内の時間に限る」と明記するものでございます。

41ページに附則がございます。この条例は公布の日から施行するとしております。

続きまして，43ページをお開きいただきます。議案第83号でございます。常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正についてでございます。常陸太田市立小中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成19年12月11日提出，市長名。

提案理由でございますが，常陸太田市立金郷小学校と常陸太田市立金砂小学校の統合及び常陸太田市立北小学校と常陸太田市立染和田小学校の統合に伴い，本条例の一部改正を行うものでございます。

45ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。常陸太田市立金郷小学校と常陸太田市立金砂小学校を統合して，新たに常陸太田市立金砂郷小学校とするものでございます。学校施設は，現在の金郷小学校を使用いたします。同じく，常陸太田市立北小学校と常陸太田市立染和田小学校を統合して，新たに常陸太田市立水府小学校とするものでございます。学校施設は，現在の染和田小学校を使用いたします。

戻りまして，44ページでございますが，附則でございます。この条例は，平成20年4月1日から施行するものでございます。

続きまして，46ページをお開きいただきます。議案第84号（仮称）常陸太田市汚泥再生処理センター更新工事の請負契約についてでございます。平成19年11月22日一般競争入札に付した（仮称）常陸太田市汚泥再生処理センター更新工事について，下記のとおり請負契約を締結するため，地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき，議会の議決を求める。

記。1，契約の目的，（仮称）常陸太田市汚泥再生処理センター更新工事。2，契約の方法，一般競争入札による契約。契約の金額，6億585万円。契約の相手方でございますが，東京都台東区元浅草2丁目6番6号，アタカ大機株式会社東京事業所，取締役環境プラント事業本部長大門與志治。平成19年12月11日提出，常陸太田市長名でございます。

次のページをお開き願います。参考事項として掲げてございますが，場所は，小菅町の現在の場所でございます。現在の建物，水槽は有効活用をするものでございます。し尿，浄化槽汚泥の処理能力は日量15キロリットル，浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式プラス高度処理方式並びに堆肥化設備を有します。処理水の放流先は里川で，水質の排出計画値は記載のとおり

りでございます。工事範囲は、機械、配管、電気等多岐にわたり、特殊な設備を持つ複雑高度な技術システムでありますことから、設計・施工一括発注方式としてでございます。次の48ページには、配置図の案がございます。ごらんいただきたいと思っております。

日程第3 議案第85号ないし議案第88号

議長(高木将君) 次、日程第3、議案第85号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算(第4号)について、議案第86号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、議案第87号平成19年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、議案第88号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、以上4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長(梅原勤君) 議案第85号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算(第4号)についてでございます。別冊の横長のつづり1ページをお開き願います。

平成19年度常陸太田市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,491万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億3,762万9,000円とする。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。平成19年12月11日提出、市長名。

内容は、事項別明細によりご説明をいたします。9ページをお開きいただきます。

歳入でございます。初めに、第14款の国庫支出金1項1目民生費国庫負担金でございますが、民間保育所入所児童の増などに伴いまして、民間保育所運営費負担金を323万2,000円増額するものです。また、2項4目消防費国庫負担金112万円の補正につきましては、県補助金で計上しておりました防災ハザードマップ作成事業にかかわります総合流域防災事業費補助金の一部を、国庫補助金に計上がえするものでございます。

15款の県支出金のうち1項1目3節ですが、民間保育所運営費負担金161万6,000円につきましては入所児童の増によるもの、また2項2目3節の地域子育て支援拠点事業費補助金1,205万4,000円につきましては、保育所に係る特別保育事業費補助金のうち地域子育て支援センター事業分を計上がえするものでございます。さらに、7目1節の総合流域防災事業費補助金816万9,000円の減額につきましては、国庫支出金への計上がえと補助基準額の減によるものでございます。また、第3項2目3節の生活保護費委託金でございますが、2年間にわたって実施する生活保護者の生活実態調査に係る委託金10万2,000円を追加するものでございます。

10ページをお開きいただきます。第18款繰入金でございますが、5,443万7,000円の減額につきましては、歳出予算の減額などにより財源が確保できたことから、減債基金からの繰り入れを減額するものでございます。

第20款諸収入のうち4項2目3節の高額療養費等返納金 3,151万1,000円につきましては、制度改正に伴いまして、医療扶助費のうち高額医療費に係る分を一般会計で負担することとなったために、同額を国民健康保険特別会計より受け入れるものでございます。

第21款市債でございますが、消防防災設備整備事業債の追加と、事業費の確定した農道整備事業債、広域営農団地農道整備事業債を減額するものでございます。その他、事業の確定や決算見込みにより、その財源を補正計上しております。

歳出は、11ページからでございます。総務費の第14目交通対策費でございます。これまで市民バス運行業務は、委託契約で行っていたものですが、1月からバス会社への補償契約に切りかえるもので、補償金として最大限度1,069万1,000円を計上いたしました。バス利用者より1回200円のご負担をいただくこととしましたことから、今回の補正予算計上額からその利用料を差し引いた額を補償するものでございます。15目の諸費85万円につきましては、落雷により故障しております里美風力発電施設の航空障害灯の修繕を行うものでございます。

12ページをお開きいただきます。3款1項2目の老人福祉費のうち19節高齢者住宅リフォーム助成事業費180万円と、13ページの4目障害福祉費の重度身体障害者住宅リフォーム助成事業費135万円につきましては、いずれも助成件数の増が見込まれるための補正でございます。同じく第5目老人医療給付費142万3,000円につきましては、後期高齢者医療被保険者証を配達証明により送付するための郵送料でございます。第6目医療福祉費の補正額5,849万5,000円のうち、その他の財源としております3,151万1,000円につきましては、高額療養費に係る額を一般会計で支出しておきまして、その後、国民健康保険特別会計より戻されるものでございます。第8目介護保険費2,655万6,000円の減額補正につきましては、今回、議案第87号で提案しております保険給付費等の減額に伴うものでございます。第2項児童福祉費の第3目児童措置費のうちの保育運営児童委託料につきましては、民間保育所等に通園している園児数の増に伴うもの、地域子育て支援センター委託料については、県の補助基準額が増額になったことによるものでございます。

次に、15ページをお開きいただきます。7款土木費2項2目の道路維持費300万円につきましては、赤土町地内で発生した地滑りの調査費用に要するものでございます。

16ページに参りまして、9款教育費2項1目学校管理費のうち増額補正しましたのは、金砂郷小学校及び水府小学校の統合に係る費用でございます。17ページの5項社会教育費3目文化振興費140万円につきましては、県の指定史跡となっております西山荘の守護宅の床等の修繕に係る費用の一部を助成するものでございます。

次に、18ページでございます。12款諸支出金1項1目土地取得費800万円につきましては、日立電鉄が所有しております軌道敷及び駅舎跡地のうち、旧常北太田駅周辺を除いた土地を取得するものでございます。

5ページにお戻りいただきまして、債務負担行為の補正でございます。これらの業務につきましては、来年4月当初から業務開始するため、本年度中に入札に付すなどの事務を進める必要がございますので、この7件を追加するものでございます。

6ページに参りまして、追加する消防防災整備事業費につきまして、消防ポンプ自動車購入に伴うものでございます。当初一般財源で予定していたものを、市債に組みかえるものでございます。また、変更します過疎対策事業費、合併特例事業費につきましては、事業費の確定により市債を減額するものでございます。

続きまして、議案第86号でございます。平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309万3,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,656万円とする。平成19年12月11日提出、市長名でございます。

今回の補正予算につきましては、保険給付費における退職被保険者等療養費の増に伴う補正であります。

6ページをお開きいただきます。事項別明細書、歳入でございます。第4款1目の療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等療養費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

7ページには、歳出でございます。第2款4目につきましては、保険給付費の伸びによるものであります。

続きまして、議案第87号平成19年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,648万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億271万6,000円とするものでございます。平成19年12月11日提出、市長名でございます。

事項別明細によりご説明をさせていただきます。6ページをお開きいただきます。

歳入ですが、第3款1項1目の介護給付費負担金、同じく第3款第2項1目の調整交付金、4款1項1目介護給付費交付金、5款1項1目介護給付費負担金、7款1項1目介護給付費繰入金の減額につきましては、居宅及び施設介護のサービス給付費並びに居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画の給付費、いわゆるケアプラン作成費が、当初見込みより下回ることが見込まれることから、減額補正をするものでございます。

また、第3款2項2目の地域支援事業交付金、第4款1項2目地域支援事業支援交付金、第5款第3項1目の地域支援事業交付金、第7款1項2目地域支援事業繰入金の増額につきましては、介護を受けなくて済むようにするための機能訓練を早期に実施したことによります地域支援事業費の増額補正になってございます。

続きまして、7ページをお開き願います。歳出ですが、2款1項1目居宅介護サービス給付費から7目の居宅介護サービス計画給付費及びその下の2款2項6目の介護予防サービス計画給付費につきましては、歳入で申しあげましたように、サービス等の利用が当初見込みより下回ることが見込まれることによります減額補正でございます。

第4款1項1目の介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、これも、先ほど申しあげましたが、介護を受けなくて済むようにするための機能訓練を早期に実施したことによります、理学療法士などへの報酬等の増額補正でございます。

8ページをお開きいただきます。7款1項1目支払準備基金積立金につきましては、保険給付費の減額に伴います積立金の増額補正でございます。

続きまして、議案第88号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。平成19年度常陸太田市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,049万4,000円とする。平成19年12月11日提出、市長名。

事項別明細でご説明をさせていただきますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。繰越金でございますが、前年度繰越金を増額補正するものでございます。7ページの歳出でございます。2目の施設整備費ですが、ユニットポンプ設置に要する工事請負費の増でございます。

日程第4 議案第89号ないし議案第98号

議長(高木将君) 次、日程第4、議案第89号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第90号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号)について、議案第91号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、議案第92号平成19年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、議案第93号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第94号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第95号平成19年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第96号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第97号平成19年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第98号平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長(梅原勤君) 議案第89号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成19年12月11日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、本市職員の給与を改定するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

まず、改正内容の概略をご説明いたします。本条例の一部を改正する条例第1条では、3点の改正がございます。2ページをお開きいただきたいと思います。1点目は扶養手当の改正で、扶養手当を月額500円引き上げること、第2点目は、勤勉手当の支給について12月期支給分を0.05カ月分引き上げること、3点目は給料表の改定でありまして、今回の改訂では若年層に限定したものとなっております、平均改定率は0.1%となっております。

第2条では、第1条で定めた勤勉手当の支給を平成20年度から6月と12月の平準化を図り

まして、6月及び12月とも0.025カ月分引き上げることについての改正でございます。

なお、改正条例附則には、改正条例1条は平成19年4月1日から、改正条例第2条は20年4月1日から施行すること及び今回の改正に伴う調整等が規定されております。

10ページからの新旧対照表で詳しくご説明をさせていただきます。現行の条例第11条3項で規定しております配偶者以外の扶養親族は、これまで6,000円を支給していたものを6,500円に引き上げます。これに伴いまして、現行条例第11条第3項と第12条第3項を改正するものであります。

次に、11ページをごらんいただきます。現行条例の21条第2項1号で規定します勤勉手当の月数については、これまで6月及び12月とも100分の72.5月であったものを、12月は100分の77.5月に改正するものであります。

次に、12ページから18ページまでにつきましては、行政職給料表、消防職給料表、医療職給料表の改正でございます。下線のところが改正部分でございます。先ほどご説明しましたように、今回の改正は、若年層に限定した引き上げでございます。行政職と医療職給料表は1級から3級に限定した改正、消防職給料表は1級から4級に限定した改正となっております。

続きまして、19ページをお開きいただきます。本条例の一部を改正する条例の第2条の説明になるわけですが、改正条例第1条で勤勉手当の支給月数について、12月期の支給分の100分の72.5月を100分の77.5月に改正したわけですけれども、平成20年から21条の2項の1号にありますように、6月及び12月とも100分の75月に改正するものでございます。

続きまして、議案第90号でございます。本日、追加議案としてお配りしました別冊、横長のつづり1ページをお開き願います。平成19年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号)、平成19年度常陸太田市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ236万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億3,526万8,000円とする。平成19年12月11日提出、市長名でございます。

今回の補正は、ただいまご説明いたしました職員の給与条例の一部改正と、育児休暇や職員の退職などによりまして、給料、職員手当、共済費、特別会計繰出金を補正するものでございます。

事項別明細によりご説明をさせていただきます。7ページをお開き願います。

18款繰入金であります。減債基金繰入金236万1,000円の減額でございます。歳出予算の減額により財源が確保できたことから、減債基金からの繰り入れを減額するものでございます。

歳出でございますが、補正予算給与費明細書によりまして、18ページからご説明をさせていただきます。18ページをお開きいただきます。(2)の給料及び職員手当の増額分の明細をごらんいただきます。給料につきましては、797万7,000円の減額でございます。内訳は、給与改定に伴う増額分として181万4,000円、育児休業、職員の退職などその他の増減分として979万1,000円の減額となっております。職員手当につきましては678万2,000円の

増額で、その内訳は、制度改正に伴うものとして1,198万3,000円の増額、その他増減分として520万1,000円の減額でございます。ほかに、児童手当9万円、退職手当負担金4万3,000円を増額してございます。

なお、特別会計につきましても同様の補正を行っておりまして、一般会計からの繰入金を合計78万3,000円減額計上としております。

続きまして、議案第91号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,688万円とする。平成19年12月11日提出、市長名でございます。

今回の補正予算につきましては、前の議案89号に基づきます給与改定に伴う職員給与等の増によるものでございます。6ページをお開きいただきます。事項別明細書でございますが、歳入でございます。一般会計からの繰入金32万円は、職員給与費等の一般財源による法定繰入金でございます。7ページの歳出でございます。一般管理費、徴税総務費ともに、職員給与等の増によるものであります。

続きまして、議案第92号でございます。平成19年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億148万3,000円とするものでございます。平成19年12月11日提出、市長名。

今回の補正は、給与改定に伴うもののほかに、職員の異動がございましたことから、減額補正となるものでございます。詳細につきましては、前の91号議案と同様でございますので、事項別明細をごらんいただくこととしまして、説明を省かせていただきます。

続きまして、議案第93号でございます。平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,246万9,000円とする。平成19年12月11日提出、市長名でございます。

今回の補正は、先ほどの議案と同様、給与改定に伴う人件費の増により、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。事項別明細での説明でございますが、省かせていただきます。

続きまして、議案第94号でございます。平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,058万8,000円とする。平成19年12月11日提出、市長名でございます。

これも、給与改定に伴う人件費の増により、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。事項別明細による説明を省かせていただきます。

議案第95号に移ります。平成19年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,161万9,000円とす

る。平成19年12月11日提出，市長名でございます。

今回の補正につきましては，先ほどからの給与改定によるもののほか，職員の異動がございましたことから，減額補正となるものでございます。詳細につきましては，事項別明細にございますが，説明は省かせていただきます。

議案第96号に移ります。平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。第1条，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万5,000円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,481万円とするものでございます。平成19年12月11日提出，市長名。

この補正につきましても，給与改定に伴う職員給与等の増によるものでございます。事項別明細による説明を省かせていただきます。

続きまして，議案第97号平成19年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが，1ページをお開きいただきます。第1条は総則でございます。第2条，収益的収入及び支出の補正でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を，第1款水道事業費用で35万8,000円増額補正し，10億6,505万4,000円とし，第1項営業費用で同額の増額補正とする。なお，補正の内容であります。給与改定に伴う職員給与等の増によるものでございます。第3条が，議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で，予算第8条に定めた職員給与費を28万2,000円増額し，1億7,695万1,000円とする。平成19年12月11日提出，常陸太田市長名でございます。

10ページに費用明細書がございますが，説明を省かせていただきます。

続きまして，議案第98号でございます。平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。第1条が総則，第2条が収益的収入及び支出の補正であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を，第1款工業用水道事業費用で6万7,000円増額補正し，1億1,331万2,000円とし，第1項営業費用で同額の増額補正とするものでございます。なお，補正の内容であります。これも，給与改定に伴う職員給与等の増によるものでございます。第3条が，議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第7条に定めた職員給与費を6万7,000円増額し，1,548万5,000円とするものでございます。平成19年12月11日提出，市長名。

事項別明細書が9ページにございますが，説明を省かせていただきます。

以上でございます。

日程第5 議員提案第8号

議長（高木将君） 次，日程第5，議員提案第8号道路整備の推進と財源確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。18番後藤守君。

〔18番 後藤守君登壇〕

18番（後藤守君） お許しをいただきましたので，議員提案第8号について，配付いたしま

した文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第8号道路整備の推進と財源確保に関する意見書の提出について。上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする、平成19年12月11日提出。提出者、常陸太田市議会議員後藤守。賛成者、常陸太田市議会議員山口恒男、同じく立原正一、同じく沢畠亮、同じく黒沢義久、同じく関英喜、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰。

提案理由ですが、国においては、必要な道路整備費の確保に当たり、受益者負担の原則にのっとり道路特定財源を一般財源化することなく、道路整備費として確保されるよう、意見書をもって要望するものである。

次のページに参りまして、道路整備の推進と財源確保に関する意見書(案)。常陸太田市は、茨城県の北部に位置し、人口約6万人の農業を主産業とする市であり、地域間の交流・連携による活力あるまちづくりや、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進しているところである。

しかし、当市の道路は、改良率が21.1%と低い上、災害時の緊急車両が通行できない箇所、歩道(通学路)のない箇所、幅員狭小箇所などの危険な箇所が多数残ったままとなっている。また、市内の国道293号及び国道349号など幹線道路については、大型車両の通行が多く、特に朝夕に著しい交通渋滞が発生しており、市民の安全で快適な生活に大きな支障を来していることから、これらを解消するために、幹線道路等の早期整備が強く望まれているところである。さらに、道路の維持管理においては、今後、老朽化した橋梁やトンネル等が急増し、その維持修繕費の増大が見込まれる。

このような中、常陸太田市では、毎年、道路特定財源に加えて多くの一般財源を投入し、道路整備を行っている。そこで、国においては以下の施策を講じられるよう強く要望する。

1、道路特定財源については、国民の期待する道路整備を強力に推進するため、受益者負担の原則にのっとり、一般財源化することなく、全額道路整備に充当すること。

2、地方が真に必要な道路整備を行うため、道路特定財源については暫定税率の適用期間を延長し、道路整備のための安定的かつ確実な財源として確保するとともに、道路整備財源の地方公共団体への配分を高めることにより、地方における道路整備財源の充実に努めること。

3、渋滞解消のために、国道293号バイパス整備及び国道349号4車線化を早期に整備すること。

4、中山間地の交流・連携に欠かせない国道461号を早期に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年12月11日、常陸太田市議会。提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣となります。

道路整備につきましては、市民のニーズにこたえるためには、当市としてはどうしても欠かせない財源でありますので、全議員のご理解、ご賛同をいただきまして、意見書案について可決されるよう、よろしく願いいたします。

議長(高木将君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第8号道路整備の推進と財源確保に関する意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第8号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は、ただいま提案されました議員提案第8号道路整備の推進と財源確保に関する意見書の提出についてに対しまして、反対の立場から討論を行います。

ただいまの議員提案の意見書の案ですけれども、この内容については、若干賛同する内容もありますけれども、提案理由において、これは、道路特定財源を一般財源化することなく、道路整備費として確保されるようという意見書ですので、私はこの内容について賛成できませんので、その反対の理由を述べてまいりたいと思います。

政府与党は、ガソリン税や自動車重量税、軽油引取税などの巨額の税収を道路建設につぎ込む道路特定財源の仕組みを将来まで温存する動きを見せております。道路特定財源は、国道と都道府県道の舗装率が5%しかなかった半世紀前に、整備が急務だと、その理由でもって、臨時措置法として始まった制度です。地方から上がってくる本当に必要な道路整備は、一般財源で建設できます。私は、舗装率が97%を超えたと発表されている現在、道路特定財源を続ける理由は全くないと思います。

政府が財政危機を強調すればするほど、税金のむだ遣いに対する国民の批判も強まっています。巨額の税収を当てにしてむだな道路をつくり続け、浪費の温床となってきた道路特定財源は、やめるべきではないでしょうか。そして、使い道を特定しない一般財源として社会保障などの予算にも回せるようにすることは、国民的な重要課題だと思います。こうした国民の世論に押されて、小泉元首相も安倍前首相も、道路特定財源の一般財源化を国会で明言し、公約しているではありませんか。

しかし、公約しながら、同時に、両政権は大きな抜け道を用意していました。小泉前首相は、むだな高速道路をつくり続けるとともに、政官業の癒着を温存する道路公団の民営化を強行し、

特定財源見直しの具体策を安倍前内閣に丸投げし、安倍前内閣は、その法改正を先送りしました。また、国土交通大臣は、11月27日の記者会見で、68兆円の道路の中期計画を見直すつもりはないと述べており、これも問題だと思えます。

国民は、貧困を余儀なくされ、最後のよりどころである生活保護費さえ引き下げをねらう一方で、道路特定財源の巨大な既得権益を死守する姿勢は、逆立ちしております。国民の世論が政府に一般財源化を公約させた事実は消せません。私は、当初の公約を守り、むだな道路建設の温床となっている道路特定財源を一般財源化するように強く求めます。

以上、反対の理由を述べまして、討論とさせていただきます。

議長（高木将君） 以上で、討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

議員提案第8号道路整備の推進と財源確保に関する意見書の提出については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議員提案第8号については原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、12月13日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時32分散会